

社会福祉法人 徳心会  
森のまち はやて保育園

# 入園のしおり (重要事項説明書)



木のまち  
はやて保育園

「生きる力」を育む



## 目次

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 「子どもたちとともに・・・」                      | - 1 -  |
| I. 重要事項説明書                          | - 2 -  |
| 1. 運営主体（事業者の概要）                     | - 2 -  |
| 2. 当園の概要                            | - 2 -  |
| 3. 施設の概要                            | - 4 -  |
| 4. 主な設備の概要                          | - 4 -  |
| 5. 職員体制                             | - 4 -  |
| 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日      | - 4 -  |
| 7. 利用料等                             | - 5 -  |
| 8. 提供する特定教育・保育の内容                   | - 6 -  |
| 9. 年間行事予定                           | - 6 -  |
| 10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項   | - 6 -  |
| 11. 嘱託医                             | - 8 -  |
| 12. 緊急時における対応方法                     | - 8 -  |
| 13. 非常災害対策                          | - 9 -  |
| 14. 虐待の防止のための措置                     | - 9 -  |
| 15. 相談・要望・苦情窓口                      | - 10 - |
| 16. 賠償責任保険の加入状況                     | - 10 - |
| 17. 個人情報の取り扱い                       | - 10 - |
| 18. その他                             | - 10 - |
| 19. 資料 1.「給食費の取り扱いについて」             | - 12 - |
| 20. 資料 2.「実費徴収費の取り扱いについて」           | - 13 - |
| 21. 森のまちはやて保育園 重要事項の説明に関する同意書       | - 14 - |
| 22. 森のまちはやて保育園 個人情報使用同意書            | - 15 - |
| II. 入園のしおり                          | - 16 - |
| 1. 事務連絡                             | - 16 - |
| 2. 保育内容について                         | - 16 - |
| 園児定員 / 保育年齢別クラス名 / 保育開園時間 / 登降園について |        |
| 給食費について / 時間外保育・延長料金について            |        |
| 土曜日保育について / 保育中の病気やけがについて           |        |
| 3. 一日の流れ                            | - 19 - |
| 4. 病気・投薬について                        | - 20 - |
| 5. 持ち物について                          | - 22 - |
| 0歳児 にじいろ組 / 1歳児 そよかぜ組               |        |
| 2歳児 あおぞら組 / 3歳児 ながれぼし組              |        |
| 4歳児 しずく組 / 5歳児 おひさま組                |        |



## 「子どもたちとともに・・・」



子どもたちを取り巻く環境が日々変化していく中でも、子どもたちの笑顔は昔と何も変わっていないことに、改めて喜びを感じております。今も昔も子どもたちは「無限の可能性」を秘めています。その「無限の可能性」を少しでも広げられる事を職員一同願いそして保育を行っています。その一人ひとりの可能性を広げるためにも、子どもたちの「意欲・関心・興味」に気づき、それに基づいた保育カリキュラムの作成、そしてカリキュラムにとらわれすぎず、子どもたちのその瞬間のひらめきに応じた柔軟な保育を目指していきます。「意欲・関心・興味」の育ちは、子どもたちのこれからの生活において必要不可欠なものであります。

そして、子どもたちに関わる全ての方々が、子どもを中心に輪を描くよう連携し、共通理解のもと最善の関わりを探し続けていきたいと考えています。保護者の方々、保育者、地域の方々、そして専門機関等が共に考え、悩み、喜び、悲しむ。相手の想いに寄り添ってこそ本当の意味でのコミュニケーションが取れるのではないかと思います。その姿こそが、子どもたちを育む最適な人的環境と信じています。

皆様と共に、子どもたちの姿、思いに寄り添いながら一步一步より良い保育園運営を行っていききたいと思います。何卒、ご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

社 会 福 祉 法 人 徳 心 会  
森 の ま ち は や て 保 育 園

### 保育理念

いい人生につながる教育を、ここから。  
自分自身の力で、未来を創造する子ども達を育む。

### 基本方針

一人ひとりの「やりたい」を大切にする。

### 運営方針

子どもの「やりたい」を引き出し  
子どもの「やりたい」をうけとめ  
子どもの「やりたい」を形にする

### 児童像

チャレンジする子  
あいさつのできる子  
おもいを伝えられる子  
思いやりをもてる子



# I. 重要事項説明書

## 1. 運営主体（事業者の概要）

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 事業者の名称  | 社会福祉法人 徳心会             |
| 事業者の所在地 | 千葉県流山市南流山 9 丁目 2 番地の 9 |
| 事業者の連絡先 | 04（7189）8088           |
| 代表者氏名   | 理事長 徳山 伸一              |

## 2. 当園の概要

|            |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 種別         | 保育所                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 名称         | 森のまちはやて保育園                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 所在地        | 千葉県流山市木 1 丁目 24 番地の 4                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 連絡先        | TEL 04-7186-7800<br>FAX 04-7186-7801 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 施設長氏名      | 園長 森畑 美津子                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 開設年月日      | 令和 2 年 4 月 1 日                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |     |     |     |     |     |
| 利用定員       | (2号)                                 | 0歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|            | (3号)                                 | 6人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 10人 | 11人 | 11人 | 11人 | 11人 | 60人 |
| 当園の基本理念・方針 |                                      | <p>『保育方針』</p> <p>子どもの「意欲」「関心」「興味」を引き出し、受け止めそして活動（形）として体験・経験をすることでの「満足感」や「達成感」を得る中で育つ自己肯定感。これを土台に、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域を基に、子どもの活動を通して総合発育を目指すことを基本とし、個々の発達過程に合わせた保育を実施いたします。</p> <p>そして、幼児期に大切なことは、生活習慣の基礎をしっかりと身につけることです。さらに、自立心を養い、自主性が育つよう心掛け、遊びを中心とする保育の中で子ども達が心身共に伸び伸びと活動できる環境を作り、満たされた一日を過ごせるよう日々研鑽して参ります。</p> |     |     |     |     |     |     |

『基本保育内容』

【乳児の保育】

0 歳児 にじいろ組

- ・生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、情緒を安定させ、生活リズムを整えていく
- ・発達の個人差を理解し、寝返り・腹這いなどの成長を見守りながら自由な探索活動など運動的な活動を楽しませる
- ・喃語応答や語りかけをし、発語意欲を育てる

1 歳児 そよかぜ組

- ・保育士との信頼関係を築き、食事・排泄・着脱などの活動を通して自分でしようとする気持ちを育てる
- ・様々な生活遊びを通して自由な活動を十分に行い、体を動かす事や友だちに興味を持ち言葉を使う事を楽しませる

2 歳児 あおぞら組

- ・自分でしようとする気持ちを大切にし、そのための援助をしながら意欲を持たせ、基本的生活習慣を少しずつ確立させる
- ・模倣や探索活動を通して保育者が仲立ちとなり、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを体験させる

【幼児の保育】

3 歳児 ながれぼし組

- ・子ども同士のふれあいを大切にし、親しみ、模倣したりごっこ遊びを楽しませる
- ・個々の気持ちを十分に受け止め、自分でできる喜びを知り、基本的生活習慣を身に付け、生活を楽しませる

4 歳児 しずく組

- ・生活に必要な基本的生活習慣や態度・集団生活の規律などを身に付け、友だちとの関わりの中から楽しさや思いやりの気持ちを育てる
- ・自分を取り巻く様々な環境の中で、関わり方や遊び方の体験を通して、友だちという事の喜びや楽しさを感じさせる

5 歳児 おひさま組

- ・基本的生活習慣を確立させ、クラスの友だちや異年齢との関わりの中で規律を知り思いやりの心を育て、協力する態度を身に付けさせる
- ・遊びや活動の実体験を通して創意工夫することにより、表現意欲を高め、主体的な活動を楽しませる

### 3. 施設の概要

|    |      |                                  |
|----|------|----------------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 430.00 m <sup>2</sup>            |
| 園舎 | 延べ   | 木造 2 階建 (506.50 m <sup>2</sup> ) |

### 4. 主な設備の概要

| 設備   | 部屋数 | 備考                                                        |
|------|-----|-----------------------------------------------------------|
| ほふく室 | 1 室 | にじいろ組 — 0 歳児                                              |
| 乳児室  | 2 室 | そよかぜ組 — 1 歳児<br>あおぞら組 — 2 歳児                              |
| 保育室  | 4 室 | ながれぼし組 — 3 歳児<br>しずく組 — 4 歳児<br>おひさま組 — 5 歳児<br>つき組 — 保育室 |
| 遊戯室  | 1 室 |                                                           |
| 事務室  | 1 室 |                                                           |
| 給食室  | 1 室 |                                                           |

### 5. 職員体制（令和 7 年 4 月 1 日 現在）

| 職種        | 員数   | 常勤   | 非常勤 | 備考 |
|-----------|------|------|-----|----|
| 園長        | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 主任        | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 保育士       | 16 人 | 11 人 | 5 人 |    |
| 栄養士（調理兼務） | 4 人  | 1 人  | 3 人 |    |
| 保育助手      | 2 人  | 1 人  | 1 人 |    |

### 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

#### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

|        |            |                                |
|--------|------------|--------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |                                |
| 保育時間   | 保育標準時間     | 午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（11 時間） |
|        | 保育短時間      | 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）  |

|      |                   |                                                        |
|------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 延長保育 | 保育標準時間            | 朝：なし<br>夕：午後 6 時 01 分～午後 8 時 00 分                      |
|      | 保育短時間             | 朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分<br>夕：午後 4 時 31 分～午後 8 時 00 分 |
| 開園時間 | 月～金曜日             | 午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分                                |
|      | 土曜日               | 午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分                                |
| 休業日  | 日曜日・祝祭日           |                                                        |
|      | 年末年始（12月29日～1月3日） |                                                        |

## 7. 利用料等

| 利用者負担（月額保育料）          | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） |                                                                                                   |                                                                                                                                                           |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実費徴収<br>※表示金額は税込となります | 給食費※1                       | 月額                                                                                                | 6,500 円                                                                                                                                                   |
|                       | 教材費※2                       | 一式                                                                                                | 0 歳児 約 3,700 円<br>1 歳児 約 4,000 円<br>2 歳児 約 6,300 円<br>3 歳児 約 13,000 円<br>4 歳児 約 19,300 円<br>5 歳児 約 19,300 円<br>※年度により若干の変動有<br>※新入園児対象金額<br>（進級児はこれに限らない） |
|                       | 補食費※2                       | 月曜～土曜日<br>18 時 15 分以降の利用につき                                                                       | 50 円/1 回                                                                                                                                                  |
|                       | 延長料金※2                      | 【短時間保育】<br>16:31～17:30<br>17:31～18:30<br>18:31～<br>【標準時間】<br>18:01～19:00<br>19:01～20:00<br>20:00～ | 30 分毎 50 円<br>30 分毎 150 円<br>30 分毎 1,000 円<br>30 分毎 50 円<br>30 分毎 150 円<br>30 分毎 1,000 円                                                                  |

※1…給食費の取り扱いについては、資料1「給食費の取り扱いについて」をお読みください。

※2…教材費・補食費・延長料金の取り扱いについては、資料2「実費徴収費の取り扱いについて」をお読みください。

## 8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

## 9. 年間行事予定

| 月   | 行事内容                  |
|-----|-----------------------|
| 4月  | 入園式・進級式               |
| 5月  | こいのぼり会・春の遠足（3～5歳児）    |
| 6月  | 虫歯予防デー（歯科衛生指導）・個人面談   |
| 7月  | プール開き・たなばた会・お泊り会（年長児） |
| 8月  | なつまつり                 |
| 9月  | 敬老の日                  |
| 10月 | 運動会・秋の遠足（0～5歳児）       |
| 11月 | 卒園遠足・七五三              |
| 12月 | 発表会・クリスマス会・もちつき会      |
| 1月  | お正月遊び会                |
| 2月  | 節分会・保育参加・個人面談         |
| 3月  | ひな祭り会・おわかれ会・卒園式       |

□毎月誕生会・避難訓練があります。 □内科健診（年2回）、歯科健診（年1回）

## 10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用者の内定       | 市が行う利用調整による                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 利用決定         | 市が行う利用調整による                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 退園理由         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき</li> <li>・保護者から退園の申し出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>                                                                                                                |
| 利用に当たっての留意事項 | <p>『登降園について』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.誘拐や交通事故を防止する為、登・降園には必ず保護者同伴でお願いします。</li> <li>2.登園の際、お子さまに食べものや飲みものを与えないで下さい。</li> <li>3.登園の際、保育士にお子さまを託しましたら速やかにお帰り下さい。</li> <li>4.降園の際、保育士に声をかけてからお帰り下さい。</li> <li>5.お迎え時間の変更や、お迎えの人がいつもと違う場合は、必ずご連絡をお願いします。</li> </ol> |



- 6.送迎用の駐輪場・駐車場の利用については、安全且つ速やかにお願いします。
- 7.安全の確保及び近隣の迷惑を考慮し、路上駐車はおやめ下さい。
- 8.乳児組のお子さまは、毎日検温してから登園して下さい（連絡ノートに記入）。

『園との連絡について』

- 1.保護者の勤務体系（勤務先変更・退職等）・住所・電話番号などに変更があった場合は、速やかに届け出て下さい。
- 2.園を休む時は、その都度連絡をお願いします（電話連絡は、午前9時迄にお願いします）。
- 3.保育時間中の保育士への電話は、原則として取り次げませんので、電話に出た職員に用件をお伝え下さい。

『病気の場合について』

- 1.流行性疾患の場合は、医師による登園証明を提出して下さい。
- 2.登園前、身体の具合が悪い場合（37.5℃以上の発熱など）は、休ませて下さい。
- 3.感染症などの疑いのある場合は、医師の診察を受けて下さい。
- 4.特異体質のお子さまは、担任に申し出て下さい。
- 5.やむを得ず薬を持たせて登園させる場合は、病院からの投薬を持たせるようにして下さい（1回分毎に分けて下さい…シロップ類も同様）。

『非常災害時の対応について』

- 1.災害時に備え、毎月1回避難訓練を行います。
- 2.緊急連絡先（勤務先以外で両親が帰宅できない時の連絡先）を決め、園に届け出て下さい。
- 3.緊急連絡内容などは、一斉配信を行いますので、登録をお願いします。
- 4.通信機関がストップした場合は、災害用伝言ダイヤル 171 に子ども達の状況を録音しますので、音声ガイダンスに従って状況の確認をして下さい。

『安全管理について』

- 1.子ども達の安全を守るため、不審者情報に対して、警察・消防・地域の方々のご協力をいただきます。
- 2.事故防止のため、園庭・遊具などの施設・設備の点検を行い、安全の徹底を図ります。

『服装・持ち物について』

- 1.服装  
フード付きの洋服等危険の伴う洋服は事故防止のため、禁止いたします。  
プライベートゾーンが守られる服装でお願いいたします。（例：スカートの下にレギンスを履く等）
- 2.通園靴  
通園靴は、運動靴を使用して下さい。  
※サンダル等は、使用しないで下さい。

『お昼寝について』

お昼寝は、年間を通して（年長児を除く）全園児行います。なお、お昼寝には簡易ベッドを使用（0歳児は月齢に応じて）します。夏はタオルケット・冬は毛布をご持参下さい。

『給食について』

- 1.お弁当の日（園外保育等）を除き、全員に給食を提供します。
- 2.配布された献立表は必ず目を通して下さい。
- 3.アレルギー食（除去食など）については、医師の診断書に基づき、栄養士との打ち合わせをしながらすすめていきます。
- 4.歯ブラシ・コップなどは、いつも清潔な袋に入れて下さい。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>5.午前中（土曜日も含む）のおやつ（牛乳）は、1・2歳児のみに出ます。午後3時のおやつは、全員に出ます。</p> <p>『記名について』</p> <p>1.教材類には、クレヨン1本・粘土ペラ1本にまで名前を書いて下さい。</p> <p>2.衣服・くつ・ハンカチ・タオル・カバン・袋等、名前が消えていないかどうかを確かめて下さい。</p> <p>『その他』</p> <p>1.登園の際、絵本・おもちゃ・マスコットなどは原則持たせないで下さい。</p> <p>2.休日の園舎・園庭への出入りは、許可のあった場合を除き禁止とします。</p> <p>3.園内での保護者主催の行事などは、必ず園長の許可を得て下さい。</p> <p>4.配布又は配信した園だより・クラスだより・プリント類には必ず目を通し、必要な対応をお願いします。</p> <p>5.年2回嘱託医による健康診断と、年1回歯科医による歯科健診を実施します。</p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 11. 嘱託医

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 医療機関の名称 | いけだ内科小児科クリニック              |
| 医院長名    | 池田 郁雄                      |
| 所在地     | 〒270-0163 千葉県流山市南流山 2-8-10 |
| 電話番号    | 04-7157-7717               |

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 医療機関の名称 | RERA DENTAL CLINC(レラデンタルクリニック)                      |
| 医院長名    | 加藤 仁美                                               |
| 所在地     | 〒270-0162<br>千葉県流山市大字木 462-4(木 B66 街区6) Leap BLD 2F |
| 電話番号    | 04-7157-4184                                        |

## 12. 緊急時における対応方法

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【管轄する消防署】

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 消防署名 | 南消防署                      |
| 所在地  | 〒270-0163 流山市南流山 3丁目9番地の6 |
| 電話番号 | 04-7159-0119              |

【管轄する警察署】

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 警察署名 | 流山警察署                          |
| 所在地  | 〒270-0128 流山市おおたかの森西3丁目744番地の4 |
| 電話番号 | 04-7159-0110                   |

### 13. 非常災害対策

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 防火管理者     | 園長                       |
| 消防計画届出年月日 | 令和2年4月1日                 |
| 避難訓練      | 避難及び消火を想定した訓練を月1回実施いたします |
| 防災設備      | 消火器・誘導灯・火災報知機を備えています     |
| 避難場所      | 南流山小学校グラウンド              |
| 緊急時の連絡手段  | 電話・一斉メール配信・伝言ダイヤル171     |

※防火管理者は人事配置により変更することもあります。

### 14. 虐待の防止のための措置

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月流山市条例第12号。以下「市運営基準条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、流山市こども家庭部子ども家庭課・児童相談所等適切な機関に通告する。

## 15. 相談・要望・苦情窓口

|            |               |               |
|------------|---------------|---------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 森のまちはやて保育園 主任 | 榎本 遥介         |
| 相談・苦情解決責任者 | 森のまちはやて保育園 園長 | 森畑 美津子        |
| 第三者委員      | 小林 勝成         | 法人評議員         |
|            |               | 04-7157-7077  |
|            | 古坂 多          | 法人評議員         |
|            |               | 090-2538-8550 |

### 【要望・苦情等への対応方法】

苦情等を受けた場合には、適切に対応します。また、この内容については、記録をします。

※上記は令和元年度の体制となります。人事配置により、変更となることがあります。

## 16. 賠償責任保険の加入状況

|         |                                    |         |         |
|---------|------------------------------------|---------|---------|
| 保育園賠償責任 | (施設賠・昇降機) 対人 1 名 1 億円/1 事故 10 億円まで |         |         |
| 保育者賠償責任 | 対物 1 事故 1 億円/1 事故 10 億円まで          |         |         |
| 特約      | (生産物賠) 対人 1 名 1 億円/1 事故 10 億円まで    |         |         |
|         | 対物 1 事故/10 億円まで                    |         |         |
| 保育園団体障害 | 死亡・後遺障害                            | 保険金日額入院 | 通院保険金日額 |
|         | 100 万円                             | 500 円   | 300 円   |

## 17. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 18. その他

### (1) 重要事項の説明・同意

- ・当園における教育・保育の提供にあたり、書面により重要事項の説明を受けたことの確認のため、同意書に記入いただき、ご提出をお願いいたします。

※確認後、原本はお返しいたします。

(2) 個人情報使用の同意

- ・児童及び保護者等の個人情報について、小学校への円滑な移行など関係機関と必要最小限の範囲内で使用することが必要になりますので、ご了承いただくとともに「個人情報使用同意書」を提出くださるようお願いいたします。

(3) 写真等の使用

- ・写真等の使用において、園だよりやクラスだより、掲示物でお子様や保護者の方の写真や名前を掲載させていただくことがあります。当園の保育内容の発信ツールとして YouTube、Instagram 等、また、市広報や研究資料等園外においても使用させていただくことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、ご都合の悪い場合は、各クラス担任または主任、園長までお知らせください。

## 「給食費の取り扱いについて」

### 1. 食材料費について

主食費・副食費を合わせて一食¥325 円、月額 6,500 円（月～金/月 20 日）とする。

### 2. 徴収方法について

原則、口座振替で徴収いたします。※詳細は、資料 2 をお読みください。

### 3. 幼児が長期休暇をした場合の取り扱いについて

事前（土日祝を除く 10 日前）に申請を受け、かつ給食を休暇月の月初から月末までで一度も提供していない場合は、徴収を免除いたします。（例：10 月 1 日から 10 月 31 日まで休んだ）  
※事前申請受付期間につきましては、法人が認めるやむを得ない事情の場合、これに限らない。

### 4. 給食費の実費徴収の対象者は、2 号認定子ども（3 歳児から 5 歳児）。

3 号認定子ども（0 歳児から 2 歳児）については、現行の取り扱いを継続する。

（令和元年 9 月 1 日現在）

### 5. 年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降については、主食、副食ともに、免除とする。対象

者については、市から保護者に通知予定。（令和元年 9 月 1 日現在）

## 「実費徴収費の取り扱いについて」

### 1. 徴収方法について

原則、口座振替で徴収いたします。

当月分の「給食費・教材費・補食費/延長料金」を内訳提示した請求書を翌月 5 日までに配布し、翌月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にまとめて引き落としいたします。

※振替手数料は、保護者様のご負担となります。

※初回及び口座変更時は新規変更登録料といたしまして、別途手数料がかかります。

（例：10 月分実費徴収費→11 月 5 日請求書配布、11 月 26 日引き落とし）

### 2. 引き落とし不能分（未納）について

原則、指定日までにご自身での振り込みをお願いいたします。

※未納であった場合でも、振替手数料はかかってしまいますので、ご自身の振り込みの場合も、振替手数料含む金額での徴収となります。

※振込手数料は、保護者様のご負担となります。

## 森のまち はやて保育園 重要事項の説明に関する同意書

特定教育・保育の提供にあたり、社会福祉法人 徳心会 森のまち はやて保育園 『入園のしおり（重要事項説明書）』に基づき、説明いたしました。

令和    年    月    日

保育園名    森のまち はやて保育園

説明者                  園長    森畑 美津子

私は、特定教育・保育の提供を受けるにあたり、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和    年    月    日

保護者住所

保護者氏名

印

児童との続柄

園児氏名



## 森のまち はやて保育園 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

○他の保育所へ等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

令和 年 月 日

社会福祉法人 徳心会 森のまちはやて保育園 園長 森畑 美津子 様

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童との続柄 :

園児氏名：

## Ⅱ. 森のまちはやて保育園 入園のしおり

社会福祉法人 徳心会  
森のまち はやて保育園

毎日の園生活をスムーズに過ごせるように、準備して頂く物や留意点をお知らせ致します。  
よくお読みになって、わからない点は遠慮なくお尋ねください。

### 【1】 事務連絡

1. 令和元年 10 月施行の「幼児教育・保育の無償化」に合わせ、流山市の委託児童の受け入れとなります。また他市町村からの委託児童の方は、お住まいの市町村からの受け入れとなります。
2. お子さまが個人で使用する保育用品や材料、その他についての必要経費を徴収することがあります。
3. 延長保育料やその他雑費等は原則、口座振替での徴収となります。
4. その他、わからないことがあれば、いつでもお問い合わせください。

### 【2】 保育内容について

#### 1. 園児定員

| 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 全園児  |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 6 名  | 10 名 | 11 名 | 11 名 | 11 名 | 11 名 | 60 名 |

#### 2. 保育年齢別クラス名

| 年 齢  | クラス名  |
|------|-------|
| 5 歳児 | おひさま  |
| 4 歳児 | しずく   |
| 3 歳児 | ながれぼし |
| 2 歳児 | あおぞら  |
| 1 歳児 | そよかぜ  |
| 0 歳児 | にじいろ  |
| 保育室  | つきぐみ  |

|            |     |                    |
|------------|-----|--------------------|
| 3. 保育園開園時間 | 平日  | AM 7:00 ~ PM 20:00 |
|            | 土曜日 | AM 7:00 ~ PM 19:00 |

☆基本保育時間 AM 8:30 ~ 16:30

- 短時間利用の方 AM 8:30 ~ PM 16:30 の間での利用になります。  
都合により、16:31 以降の時間を利用する場合は、延長保育料がかかります。

- 標準時間利用の方 AM 7:00 ~ PM 18:00 の間での利用になります。  
18:01 以降にご利用の場合は、延長保育利用申請書の提出をお願いします。

※「延長保育料」については、「4」で詳しく記載しています。

#### 4. 登降園について

- ・登園の際にはインターホンで必ず「お子様の名前・クラス名」を言っていただき、玄関から出入りしてください。
- ・園前の道路や、近隣の住宅の前に路上駐車をしての送迎は絶対におやめください。  
車での送迎の際は、園の駐車場をお使いください。
- ・駐車場では、安全確認をしたうえで駐車・発車し、お子さまの乗り降りには十分にご注意ください。
- ・1日の活動が朝9時から始まります。お子さまの1日が気持ちよくスタートできるよう、登園をお願いします。
- ・欠席の連絡は、朝9時までに電話連絡をお願いします。
- ・登降園管理システムの打刻は、保護者の方が行ってください。  
※登園時、降園時ともに入口ですぐに打刻をお願いします。
- ・お子さまの送迎者が（特に降園時）、普段と違う方が行う場合は、直接職員が電話にてご連絡をお願いします。  
連絡がなかった場合、確認の電話を入れさせていただきます。
- ・代理送迎※1は「代理送迎申請書」をご利用の前日までに事務所へ提出をお願いします。  
※1 代理送迎とは…ファミリーサポートや近隣の友人等が送迎する事
- ・保護者の方のお仕事がお休みの際は、基本保育時間である8時30分～16時30分の登降園にご協力ください。

#### 5. 給食費について※2

- ・月額 6,500 円 一食 325 円（月～金/20 日）

※2 給食費につきまして、詳しくは重要事項説明書の資料 1 をお読みください。

## 6. 時間外保育・延長料金について

- ・利用認定時間が短時間の方は夕方 16：31 以降、標準時間の方は夕方 18：01 以降の利用で、別途延長料金がかかります。

この時間に利用の可能性がある場合は、延長保育利用申請書の提出をしてください。

- ・**18：15～**補食を食べ始めます。1食 50 円の別途料金がかかります。
- ・お迎えの時間が普段と異なる場合は分かり次第、ご連絡をお願いします。

### 【延長料金】

#### 標準時間認定

|              |          |              |                |       |
|--------------|----------|--------------|----------------|-------|
| 18：01        | ～        | 19：00 迄      | 30 分毎          | 50 円  |
| 19：01        | ～        | 20：00 迄      | 30 分毎          | 150 円 |
| <u>20：01</u> | <u>～</u> | <u>30 分毎</u> | <u>1,000 円</u> |       |

#### ・短時間認定

|              |          |              |                |       |
|--------------|----------|--------------|----------------|-------|
| 16：31        | ～        | 17：30 迄      | 30 分毎          | 50 円  |
| 17：31        | ～        | 18：30 迄      | 30 分毎          | 150 円 |
| <u>18：31</u> | <u>～</u> | <u>30 分毎</u> | <u>1,000 円</u> |       |

#### ・補食 1食 50 円

☆登降園システムでの、打刻を忘れた場合は、必ず職員へお伝えください。

☆延長保育等、料金徴収については原則、口座引き落としとなります。詳しくは重要事項説明書の資料2をお読み下さい。

## 7. 土曜日保育について AM7：00～PM19：00

- ・利用される方は、「土曜保育申請書」を提出し、「土曜保育申込書」を前月の25 日までに提出をお願いします。
  - ・お仕事がお休みのご家庭も多いと思います。土曜日はできるだけ家庭での保育にご協力ください。
- ※お仕事以外での利用をされる際は、ご相談ください。

## 8. 保育中の病気やけがについて

- ・お子さまの体調不良やけが等があった場合、保護者に連絡をとらせていただきますので、緊急連絡先を明確にしてください。特に、普段と違う連絡先の場合には必ず、その日の連絡先を受け入れの職員に伝えてください。
- また、父母の勤務先や連絡先に変更、その他変更がありましたら速やかにお知らせください。

## 9. 持ち物・洋服・所持品等、私物にはすべてに名前の記入をお願いします。

### 【3】 一日の流れ

| 0・1 歳児       | 時間    | 2・3・4・5 歳児   |
|--------------|-------|--------------|
| 開園・順次登園      |       | 開園・順次登園      |
| 朝の視診・自由あそび   | 7:00  | 朝の視診・自由あそび   |
| ↓            | ↓     | ↓            |
| 体操           | 9:00  | 体操           |
| 朝のお集まり       |       | 朝のお集まり       |
| おやつ・オムツ替え    |       | チャレンジタイム     |
| チャレンジタイム     | 10:00 |              |
| 室内遊び・午前寝等    |       | 戸外遊び・散歩等     |
| 離乳食・授乳（0 歳児） | 11:00 |              |
| 給食（1 歳児）     | 11:20 | 給食（2 歳児）     |
|              | 11:30 | 給食（3・4・5 歳児） |
| 午睡           |       | 午睡           |
| ↓            |       | ↓            |
| 目覚め          | 15:00 | 目覚め          |
| おやつ          |       | おやつ          |
| 帰りのお集まり      | 15:45 | 帰りのお集まり      |
| 順次降園・自由あそび   | 16:00 | 順次降園・自由あそび   |
| ↓            |       | ↓            |
| 延長保育（短時間認定）  | 16:31 | 延長保育（短時間認定）  |
| 延長保育（標準時間認定） | 18:01 | 延長保育（標準時間認定） |
| 閉園           | 20:00 | 閉園           |

- ・時間及び内容は、季節や年齢により、多少違いがあります。クラスごとに計画されたカリキュラムに沿って保育しています。
- ・給食については、お弁当の日（園外保育等）を除き、全員に給食を提供いたします。午前・午後のおやつも園で用意いたします。  
（午前のおやつは0歳児から2歳児のみです）
- ・午睡は、乳幼児の長時間の集団生活の中では、健康維持のうえでも切り離すことのできないものです。慣れない間は「お昼寝がイヤ」と登園をしづることもあるかもしれませんが、必要性をご理解いただきお子さんにも理解できるようご指導ください。なお、5歳児は後半（秋頃～冬頃）就学に向けて午睡をとらなくなります。

## 【4】 病気・投薬について

発熱・下痢・嘔吐など、体調不良の時には、早めの対応が肝心です。

保育園は集団生活ですので、お子さま本人がつらいのはもちろんのこと、周りの子どもたちにも感染してしまいます。お仕事の調整が難しい方もいらっしゃると思いますが、どうぞご協力いただき、早めの受診・治療をお願いします。

尚、感染症の病気にかかった場合は、「学校保健安全法第 19 条」に則り出席停止の措置を取らせていただきます。医師と相談の上、感染の心配がない状態になるまではお休みをしてください。また、登園許可証や登園届を提出しての登園になります。

### 主な感染症及び登園の目安

| 病名                     | 保育園を休ませる期間                                                  |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ★麻疹（はしか）               | 解熱後 3 日を経過するまで。                                             |
| ★水痘（水ぼうそう）             | すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで。                                    |
| ★流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）       | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。                |
| ★風疹（三日ばしか）             | 発疹が消失するまで。                                                  |
| ★百日咳                   | 特有の咳が消失するまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤（抗生剤）による治療が終了するまで。           |
| ★咽頭結膜熱（プール熱）           | 主要症状（発熱、咽頭及び結膜の症状）の消失後、2 日を経過するまで。                          |
| ★インフルエンザ               | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで。（発症した日、解熱した日の翌日を 1 日目とする。） |
| ★結核                    | 医師が感染のおそれはないと認めるまで。                                         |
| ★髄膜炎菌性髄膜炎              | 医師が感染のおそれはないと認めるまで。                                         |
| ★流行性角結膜炎（はやり目）         | 結膜炎の症状が消失後、医師が周囲への感染がなくなったと判断するまで。                          |
| ★急性出血性結膜炎              | 医師が周囲への感染がなくなったと判断するまで。                                     |
| ★腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など） | 抗菌薬による治療が終わり、48 時間あけて 2 回連続の検便を行い、抗菌性が確認できるまで。              |
| ☆溶連菌感染症                | 抗菌剤内服後 1～2 日経過してから。（治療の継続は必要）                               |
| ☆感染性胃腸炎                | 医師の判断が出るまで。<br>嘔吐や下痢の症状が治まり、普通に食事ができること。                    |

|              |                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------|
| ☆マイコプラズマ肺炎   | 発熱や激しい咳が治まっていること。<br>症状が改善し全身状態が良好。              |
| ☆ヘルパンギーナ     | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普通に食事ができること。<br>（解熱後 1 日以上経過） |
| ☆手足口病        | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普通に食事ができること。<br>（解熱後 1 日以上経過） |
| ☆伝染性紅斑（りんご病） | 全身状態がよいこと。<br>発疹が出るころには、感染力がなくなっている。             |
| ☆RS ウイルス     | 重篤な呼吸器症状が消え、全身状態がよいこと。                           |
| ☆突発性発疹       | 解熱し、1 日以上経過し、全身状態がよいこと。                          |
| ☆帯状疱疹        | すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）する。                           |

上記の感染症・その他の感染症に罹患した場合、登園再開については主治医の指示にしたがってください。

#### 学校保健法に基づき上記

★は登園停止。登園の際は医師の登園許可証が必要です。

☆は条件によって登園停止となる病気です。登園の際は保護者記入の登園届が必要です。

※登園届は保護者の判断での提出となりますが、こちらで集団生活に適さないと判断する場合も  
ございますのでご了承ください。

#### 2. 保育園での投薬について ※投薬依頼書と薬剤提供書が必要です。

子どもに薬を飲ませることは、保護者が行うことが基本です。

極力、薬を持参しなくても良い状態で登園することが原則ですが、やむを得ず持参する場合は必要に応じて園でお預かりして飲ませます。

ただし、事故のないよう管理をしっかりとしていかなければなりませんので、下記の方法をよくお読みください。

##### ◇ 医師から処方された薬のみお預かりします。

市販の薬や、以前に受診したときの薬はお預かりできません。

##### ◇ 薬は、**1 回分のみ**お預かりします。（服用方法によって異なる場合もあります。）

シロップは 1 回分を別容器に移し替え、粉薬は袋にそれぞれ名前・飲ませる日にちを記入し、投薬依頼書・薬剤提供書と一緒にジッパー付きの小袋などに入れ、朝の受け入れの職員に手渡ししてください。

##### ◇ 連絡なくカバンに薬が入っていた場合は連絡を取らせていただきます。

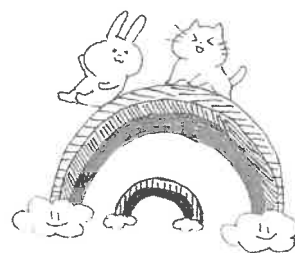
##### ◇ かかった医師に、保育園に通っていることを伝えてください。場合によっては処方の調整により保育園で飲まなくてもすむようにしていただける事もあります。

## 【5】 持ち物について

### 【0歳児・にじいろぐみ】

#### 毎日の持ち物

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ◎ 紙おむつ                     | 6枚 |
| ◎ 食事用エプロン                  | 3枚 |
| ◎ 食事用ハンドタオル                | 3枚 |
| ◎ 汚れ物袋 食事用・衣類用             | 2枚 |
| ◎ 洋服 1 セット （名前付きゴムでとめた物）※1 |    |
| ☆ おたよりファイル                 | 1枚 |



◇カバンの指定は特にございませんので、保護者の方が使用しやすい物をお使いください。

#### 園に置いておくもの

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ◎ おしり拭き                             | 1個  |
| ◎ おしり拭きのフタ                          | 1個  |
| ◎ 午睡用お昼寝布団 ※2                       |     |
| ◎ 着替え 上下・肌着                         | 各3組 |
| (汚れて持ち帰った分は、次の日に各3組になるように補充してください。) |     |
| ◎ 紙おむつ                              | 6枚  |
| ◎ 靴下(避難用)                           | 1足  |
| ☆ カラー帽子                             |     |

☆ 園の指定購入品（金額は備品購入品一覧表をご覧ください。）

※1 名前付きゴムは保育園でご用意いたします。

※2 敷き布団と、毛布又はタオルケットをお持ちください。

布団は週末に持ち帰り、シーツの洗濯をして休み明けにお持ちください。

持ち帰り用の布団が入る袋もご用意ください。

## 全ての持ち物に、見やすい場所に大きく記名してください

### 《 おねがい 》

- ・歩行が可能なお子さまは、靴をお持ちください。靴にも必ず記名をお願いします。
- ・園で購入していただく指定購入品は、後日、徴収をさせていただきます。



## 【1歳児・そよかぜぐみ】

### 毎日の持ち物

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ◎ 紙おむつ                      | 6枚 |
| ◎ 食事用エプロン                   | 3枚 |
| ◎ 食事用ハンドタオル                 | 3枚 |
| ◎ 汚れ物袋 食事用・衣類用              | 2枚 |
| ◎ 洋服 1 セット (名前付きゴムでとめた物) ※1 |    |
| ☆ おたよりファイル                  | 1枚 |



### 園に置いておくもの

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ◎ おしり拭き                             | 1個  |
| ◎ おしり拭きのフタ                          | 1個  |
| ◎ 着替え 上下・肌着                         | 各3組 |
| (汚れて持ち帰った分は、次の日に各3組になるように補充してください。) |     |
| ◎ 紙おむつ                              | 6枚  |
| ◎ 遊び靴 (避難靴)                         | 1足  |
| ◎ ベットカバー                            | 1枚  |
| ◎ 毛布又はタオルケット ※2                     | 1枚  |
| ☆ カラー帽子                             |     |

◇カバンの指定は特にございませんので、保護者の方が使用しやすい物をお使いください。

☆ 園の指定購入品 (金額は備品購入品一覧表をご覧ください。)

※1 名前付きゴムは保育園でご用意いたします。

※2 毛布又はタオルケットは季節にあわせて担任よりお声かけいたします。

## 全ての持ち物に、見やすい場所に大きく記名してください

### 《 おねがい 》

- ・ ベットカバー、毛布又はタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして休み明けにお持ちください。
- ・ お子さまのサイズにあった、遊び靴をご用意ください。月1回 (月末の金曜) に持ち帰りますので、洗濯とサイズの確認をお願いします。
- ・ 園で購入していただく指定購入品は、後日、徴収をさせていただきます。

## 【2歳児・あおぞらぐみ】

### 毎日の持ち物

|                |    |
|----------------|----|
| ◎ 紙おむつ         | 5枚 |
| ◎ 食事用エプロン      | 2枚 |
| ◎ 食事用ハンドタオル    | 2枚 |
| ◎ 汚れ物袋 食事用・衣類用 | 2枚 |
| ☆ おたよりファイル     | 1枚 |

◇リュックに入れてお持ちください  
※A4 サイズが入る  
※子どもが使用しやすい物

### 園に置いておくもの

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ◎ おしり拭き                          | 1個  |
| ◎ おしり拭きのフタ                       | 1個  |
| ◎ 着替え 上下・肌着・くつ下 ※1               | 各3組 |
| (汚れて持ち帰った分は、次の日に持ち帰った分をお持ちください。) |     |
| ◎ 紙おむつ                           | 5枚  |
| ◎ 遊び靴(避難靴)                       | 1足  |
| ◎ ベットカバー                         | 1枚  |
| ◎ 毛布又はタオルケット ※2                  | 1枚  |
| ☆ カラー帽子                          |     |



☆ 園の指定購入品(金額は備品購入品一覧表をご覧ください。)

※1 着替えが入る巾着をご用意ください。

※2 毛布又はタオルケットは季節にあわせて担任よりお声かけいたします。

## 全ての持ち物に、見やすい場所に大きく記名してください

### 《 おねがい 》

- ・ ベットカバー、毛布又はタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして休み明けにお持ちください。(エコバックなどに入れてお持ちください。)
- ・ お子さまのサイズにあった、遊び靴をご用意ください。月1回(月末の金曜)に持ち帰りますので、洗濯とサイズの確認をお願いします。
- ・ 園で購入していただく指定購入品は、後日、徴収をさせていただきます。

## 【3歳児・ながれぼしぐみ】

### 毎日の持ち物

- |               |       |
|---------------|-------|
| ☆ おたよりファイル    | 1 枚   |
| ◎ コップ・袋       | 1 セット |
| ◎ 汚れ物袋        | 1 枚   |
| ◎ 水筒（水もしくはお茶） |       |

◇リュックに入れてお持ちください  
※A4 サイズが入る  
※子どもが使用しやすい物

### 園に置いておくもの

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ◎ 着替え 上下・肌着・くつ下 ※1               | 各 3 組 |
| （汚れて持ち帰った分は、次の日に持ち帰った分をお持ちください。） |       |
| ◎ ベットカバー                         | 1 枚   |
| ◎ 毛布又はタオルケット ※2                  | 1 枚   |
| ◎ 上履き・上履き袋                       |       |
| ☆ 防災頭巾                           |       |
| ☆ カラー帽子                          |       |



- ☆ 園の指定購入品（金額は備品購入品一覧表をご覧ください。）
- ※1 着替えが入る巾着をご用意ください。
- ※2 毛布又はタオルケットは季節にあわせて担任よりお声かけいたします。

## 全ての持ち物に、見やすい場所に大きく記名してください

### 《 おねがい 》

- ・ ベットカバー、毛布又はタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして休み明けにお持ちください。（エコバックなどに入れてお持ちください。）
- ・ 上履きも週末持ち帰り、洗ってからお持ちください。
- ・ 園で購入していただく指定購入品は、後日、徴収をさせていただきます。
- ・ 歯ブラシは6月頃からはじめる予定です。担任より声かけがありましたらお持ちください。

【4歳児・しずくぐみ 5歳児・おひさまぐみ】

毎日の持ち物

- ☆ おたよりファイル
- ◎ 歯ブラシ・コップ・袋
- ◎ 汚れ物袋
- ◎ 水筒 （水もしくはお茶）

1 枚  
1 セット  
1 枚

◇リュックに入れてお持ちください

※A4 サイズが入る

※子どもが使用しやすい物



園に置いておくもの

- ◎ 着替え 上下・肌着・くつ下 ※1 各3組

（汚れて持ち帰った分は、次の日に持ち帰った分をお持ちください。）

- ◎ ベットカバー 1 枚

- ◎ 毛布又はタオルケット ※2 1 枚

- ◎ 上履き・上履き袋

- ☆ 防災頭巾

- ☆ カラー帽子



- ☆ 園の指定購入品（金額は備品購入品一覧表をご覧ください。）

- ※1 着替えが入る巾着をご用意ください。

- ※2 毛布又はタオルケットは季節にあわせて担任よりお声かけいたします。

全ての持ち物に、見やすい場所に大きく記名してください

《 おねがい 》

- ・ ベットカバー、毛布又はタオルケットは週末に持ち帰り、洗濯をして休み明けにお持ちください。（エコバックなどに入れてお持ちください。）
- ・ 上履きも週末持ち帰り、洗ってからお持ちください。
- ・ 歯ブラシは毎日持ち帰りますので洗ってお持ちください。
- ・ 園で購入していただく指定購入品は、後日、徴収をさせていただきます。